



平成 19 年 11 月 6 日

特定非営利活動法人
京都消費者契約ネットワーク 御中

株式会社 NTT ドコモ関西

貴NPO法人殿より頂戴いたしました、平成19年10月18日付「照会書」に対
して、弊社の取り扱いについて、以下のとおり回答させていただきます。

なお、同書において、弊社からの回答内容をホームページにおいて公表され
る旨の記載があります点についてですが、弊社といたしましては、本照会の目
的を鑑み回答させていただきますが、今後弊社の運用の変更があった場合等に
無用の混乱を生ぜしめたりすることなども懸念されますので、本回答の取扱い
につきまして、十分ご配慮いただきたいと考えております。

(株)NTT ドコモ関西
お客様相談室 小川(オガワ)
吉謙(ヨシキ)
電話 06-6457-8989
平日 10:00~20:00



「ひとりでも割50」の契約に関する回答について

ファミ割 MAX50・ひとりでも割50については、2年間の継続利用をお約束いただいたうえで、携帯電話サービスの基本使用料を半額にするという割引制度でございますが、継続利用期間中に解約や利用休止される場合の解約金は、本割引制度による加入から解約までの基本使用料の割引額、割引加入時、解約時にかかるコスト、稼動費用、システム運用費等を考慮して設定しております。

例えば、最も安価なタイプSS（基本使用料3,780円（税込み））を1ヶ月目で解約された場合でも、上記を考慮すると、9,975円を上回る費用が発生することから、解約時期・料金プランに関わらず、9,975円に設定しており、また、この解約金についてはお客様への周知を徹底しております。